（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされ
いかされる新潟市づくり条例に係る意見交換会　議事録

日　時：平成26年7月1日(火)　午後7時から午後8時
会　場：東区プラザ　ホール
参加者：49名
事務局：障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課員5名

１．開会

２．課長あいさつ
・障がい福祉課長あいさつ

３．条例検討会における取組みと中間とりまとめについて
・伊東委員、佐藤(洋)委員による説明

４．意見交換
（司会）
それでは、これから意見交換の時間とさせていただきたいと思います。
今ほどの説明についての質問、確認ということでも結構ですし、後はこのとりまとめに関する意見でも勿論結構です。
ご意見のある方は手を挙げていただきまして、最初にお名前を頂戴してからご発言をいただきたいと思います。
それではご意見のある方、手を挙げていただけますでしょうか？
ご遠慮なく。はい、今マイクをお持ちしますので。
（参加者）
〇〇と申します。今日はありがとうございます。
一番は自分も障がいがあり、色々生活して、車椅子で困ることが色々あるし、あと作業所にも通っていて、色んな障がいのある人と一緒に仕事したりしてるんですけど、やっぱり、障がいの特性も色々ありますし、同じことであっても理解することが、障がい別でも色々あると思うし、そういう理解とか意識度っていうのもそれぞれ皆違うし、どういうふうな説明をしたらいいかっていうようなのもあるので、こういう条例を作ったとしても、実際僕たちが使う際に、使いやすいようするにはどういうふうに、それこそさっき視覚障がい者とか、聴覚障がい者の人が、情報障がい者と言われましたけど、障がい者全体が、障がいのある人全員が、それぞれの理解度とか、知識も違うので、情報を得るこ

とが困難だなと思うので、その場合はどういうふうに、この条例が制定されて、障がいのある人にどういうふうに説明をしていくのかなっていうことがまず一つ。

後もう一つは、先ほど佐藤委員から説明がありましたけど、紛争解決機関というのも、私達自身が色んな障がいがあり、色んな思いがあって意見を出したけども、結局は相談機関のところで止まるのかなというのもあって、これが何でかというと、双方の意見を聞くということは、例えば差別を受けた側だけでなく、差別をした側の意見も聞くことになると、相互関係の中で、私達が言ったことが握りつぶされるというか、うまいことちゃんと伝わるのかなっていうこともありまして、そういう部分もちょっと不安に感じました。

そういうところをどういうふうにしていくのかなぁっていうのを、聞かせてください。すみません長くなりました。

（司会）

はい、ありがとうございました。

今のご意見はお二つでしょうかね。

一つは色んな障がいのある方、色んな障がいがある中でその人に本当に伝わるような情報伝達の仕組みというか、それがやはり個々に違うので、それが一つ難しいんじゃないかという課題を提案いただいたかと思います。

また、もう一つは、紛争解決機関が予定されているんだけれども、本当にしっかりと不備なく機能するのかという、場合によっては最初の窓口の所で止まってしまう恐れもあるのではないかというご指摘をいただいたかと思います。

最初に手が挙がった方はお一人なんですけども、これに関してまた私はこう思いますという意見も合わせて聞いてみたいと思いますけれども、いかがでございますでしょうか？

はい、それでは委員の方、検討会の中で、情報の伝え方の部分ですとか、あと紛争解決機関、中身はこれからという部分もあろうかと思いますけれども、そういった今のご心配な部分について検討会の中で意見が出ていれば、その披露でも良いですし、出ていなければ一委員としての考え方とかご感想で結構ですので、お話していただいて宜しいでしょうか。

（伊東委員）

情報の伝え方ですが、本当に例えば視覚障がいの方、聴覚障がいの方、一言で言っても、その中に色々な状況があるんですよね。

例えば聴覚障がいの方でしたら、手話ができればいいと思ったら、それはちょっと違うということで、手話だけではなくて、筆談とかそういった、その方に適した情報の伝え方があると思うんですよね。

条例検討会の中では、それについて、やはり意見が出まして、例えば、難し

いことを難しく書くのは簡単ですけども、難しいことを誰もが分かるように易しく表現することであったりとか、文書にこだわらずにイラストとか、漫画とか、そういう手段を使うのも良いのではないかというような意見が出ました。

これから色々な障がいの方のご意見を取り入れて、どういう伝え方が良いのかというところを、また検討会でもお話ができればと思っております。そのように考えております。

次の紛争解決については、佐藤さんに代わります。

（佐藤委員）

はい、情報発信のところで少し個人的な考えですけれども、情報発信に関しては、やはり障がいの特性があるというところで、民間で団体がいくつかあるかと思うんですよね。そういうところに所属すると結構色んな情報が流れるということもありますので、やはり、身体障がいの方であろうと、色々なところでぜひお仲間を増やして、情報を得る手段を取り入れられるということが、私はそういうふうにして欲しいなということもあります。

例えば、私が今聴覚障がい者に関しては、筆記通訳をやっております。ですから、そういう部分で色んなことができるかと思います。そして、今は退任したんですけれども、民生委員を平成元年に受けたときに、身体障がいの方、脊損の方を私は訪問しました。民生委員は、問題がなければ訪問しなくてもいいという話がありましたけれども、私は地域の方に脊損で、車椅子の方がいらっしゃるということで訪問しました。そしたら、その方が、交代して民生委員さんが来てくれて本当にありがとう。今まで誰も訪ねてくれなかった。そういうことで私が時々お邪魔してお話をさせていただきにあがります。そしてその方が仰ったのは、平成元年ですよ。今はいい時代になった。車椅子で通ると、子供達が寄ってきて、もう色んなところ触って、本当にどうしていいか分からなかった。でも今は皆理解してくれて、ちゃんと道も開けてくれるし、色んなことで手助けをしてくれるとその方から聞いて、私は本当に嬉しかったです。

だからさっきも話に出ましたように、あなた様が例えば情報が欲しいとかそういうことを、例えば障がい福祉課の方にも発信する、FAX とか電話をして情報を得るとか、色んな方法があろうかと思います。だからぜひやってみてください。

それから、紛争解決に関して、窓口のところで終わるんじゃないかという懸念がお示されましたけれども、それを無くすための条例、そう思ってください。私共は、今あなた様からいただいたそのお言葉は大事にしながら持ち帰り、検討委員会で検討させていただいて、このイメージ図が絵だけで終わらないように、窓口で終わらないように、しっかりと傾聴させていただきながら安心して相談できるように、安心して生活できるようにそういうふうに思いを込めておりますので、どうぞ何かありましたら障がい福祉課、あるいは〇〇様でしたら

身障連というところがあろうかと思います。そういうところに是非発信して、一緒に生活、一緒に市民として前を向いていきたいと思っておりますのでどうぞ色んなこと発信してください。ありがとうございました。
（司会）
　はい、ありがとうございます。
　今日の検討この場でいただいた意見、他の地域の会場も含めて、この条例の検討会が九月に再開になります。その場では、こういう意見が各会場では寄せられましたということは、話に上りますので、この場では当然結論付けた話には、内容を決めるわけではありませんけれども、寄せられた意見はそういった検討の場に登場しますので、そういったことでご理解いただきたいと思います。
　発言いただいた方、とりあえずは宜しいでしょうかね？
　はい、他にいかがでございましょうか？
　まだ手が挙がらないので、逆に委員の二人から次に九月の会議が始まるに当たって、ここの部分でちょっと聞いておきたいとか、最初に例えば佐藤委員、名称のことで説明もありましたけれども、逆に会場の皆さんにちょっと聞いてみたいとか、この部分について意見をもらいたいことがあれば、投げかけていただけませんでしょうか。
（佐藤委員）
　はい、冒頭で私は名称について少し述べさせていただいたと思うのですが、とても最初は長い名称だったんですね。だから、検討会の中でも、もっと短くしたらどうかとか、障がいがある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされるというところで非常に引っかかりまして、検討を重ねて参ったんですね。ですから、例えば今皆様が、そのところでちょっとここはこうした方がいいんじゃないかとか、いやいやこの通りでいいんじゃないかとか、そんな話があれば、また参考としてしっかりと話し合いをして、決めていければいいなって思っています。本当に地域の皆様のお一人お一人のお声があってこその条例作りだと思いますので、その辺りいかがでしょうか？
（司会）
　はい、ご参加の皆様方、いかがでしょうかね？
　どうぞ、あと手話が必要な方も通訳がつきますので、そういった形でもご発言できますので。
　宜しいですか？はい。手を挙げていただきましたので、今通訳の方にマイクをお持ちします。
（参加者）
　東区中山から参りました、〇〇申します。
　私自身、聴覚障がいです。ですから、一番困っているのは情報です。例えば、

地震で電気が消えてしまいます。そうしますと、私自身は全く情報が入らなくなります。どうすればいいのか。家の近くの人がどなたか手伝っていただくにも筆談になります。でも、電気の消えた真っ暗な中、そしてまた、最近言われています津波です。私の住んでいるところで、その津波の情報がどういうふうになっているのか、どんなところにどのコースで逃げていけばいいのか、そんなことが計画や準備などがきちんと伝わるように、そして避難する際にも、どういうことを用意していればいいのか、そんなところもこれから考えていかなければいけない。そのための情報が、私としてはとても心配に思っています。

（司会）

はい、ありがとうございました。

情報・コミュニケーションの部分では、今紹介があるように取り組みで考えられる部分にも書かれておりますので、検討委員会に持ち帰り、本日ご意見を改めていただいたということでお伝えして、意見を頂戴してというふうに思います。

はい、手が挙がりましたので、今マイクをお持ちします。

（参加者）

視覚障がいの〇〇と申します。

今、避難のことで話がありましたが、障がい者の方にも杖をついて歩く時に、避難のとき階段を上ることがあると思いますが、階段の両側に、右利きの人も、左利きの人もつかまって登れるように、避難場所の階段両方に手すりをつけていただきたいと思います。お願いします。

（司会）

はい、ありがとうございました。

実は同じような話を他の地域の会場でもいただいておりました。

はい、ご要望の意見として承らせていただきます。

他にいかがでしょうか？

はい、三人手が挙がりましたので、順番に前の方から、はい。すみません。もう一度手を挙げていただけますか？順番に当てますので。

（参加者）

東区の身体障がい者福祉協会〇〇と言います。

私、昭和八年、天皇と全く同じ年に生まれていますから今八十歳ですね。

この障がい者の問題は、1988 年の国際障がい者年にですね、国連によってやられた。今から 34 年前でしょうかね。昭和元号でいうと 55 年。55 年体制って言いますけども、そのことによって障がい者に目が向けられるようになったんですけれども、非常にこの新潟市、他の政令市が 20 市あるわけですけれども、ほとんどの情報が私らでは分からないわけですけれども、昭和 55 年の国際障が

い者年に謳われた理念を基にして、これを細分化したんだと仰るかもしれないですけれども、もう一回逆に言うと見直すということがね、大事じゃないかなぁと思います。

ここが非常に人権といいますか、権利というものが謳われているだけで、具体的に数値もなければ予算もないというわけです。

今の話と別になりますけれども、付け加えていただきたいなぁと思うのは、赤ちゃんを身ごもっている妊婦といいますか、産んでから時間が経てば健常者になりますけれども、妊婦の時ですね、やっぱり一時は不自由さがありますので、備考に加えていただくのはどうかなと、これ提案です。

先月の東京都議会のお前が産めなんていうような考える人はどこにもおられないと思いますけれども、本当に一時は非常に不自由だと思います。私男だからそういう経験はないですけれども、大事なことじゃないかなぁと思っています。以上です。

（司会）

はい、ありがとうございました。

今のお話からすると、今回、条例としてまとめて紹介したものは理念的なものが中心で、具体的な数値目標とか、予算的なものが大事じゃないかというご意見と、あとは、障がいのあるなしで始まっているんだけども、生活の暮らしにくさという部分では、妊娠中の方についても同じようなことが考えられるので、同じような取り扱いにしたらどうかというご意見だったかと思います。ちょっとこれに関しての意見は後にして、先に手の挙がった方にお聞きしたいと思いますので、今マイクをお持ちします。

（参加者）

東区の〇〇といいます。

私の子供が失語症、自閉症、知的症となっております。平成八年に手帳をもらいまして、私が生きている限りは面倒を見て、なるべく世話の充実するように努力している最中です。でもその後に、子供が段々年がいってしまいまして、老人福祉と言うものが果たしてどれくらいの数があって、そういうのを受入れてくれるのかそこが心配ですね。終わります。

（司会）

はい、ありがとうございます。

今のお話は障がいのあるお子さんのお母さんの立場として、将来の不安ということで問題提起いただいたかと思います。

もう一方、手が挙がっておりますので、今マイクをお持ちします。

（参加者）

東区から参加しております視覚障がい者で、盲導犬ユーザーの〇〇と申しま

す。
　盲導犬ユーザーの会の会長をしております。盲導犬に関して、まず未だに同伴拒否事例が後を立たないということがありまして、主にやはり飲食店とか、昨日も私のところにちょっとどこだか分からないけれども、新潟市の出かけたついでにスーパーがあるから寄って買い物して帰ろうということで、そのスーパーに入ったら、「犬は遠慮してください」と言われたということで、「いや、犬といっても盲導犬なんですけれども」と言ったら、やはり「遠慮してください」と言われたけども、お構いなしでカートで買い物してきたという報告もありました。
　その他にもやはり飲食店での拒否事例というのが結構あります。そういうことで、何とかこれを少しでも解消していただけるとありがたいということと、もう一つ、盲導犬のトイレに関してなんですけれども、昨年、ユーザーの会から新潟市の方にお願いして、盲導犬のトイレを駅とか、それから市役所の入口とか、区役所は区役所のできるときにお願いして設置していただきました。でも一番あるのが新潟駅の南口なんですけれども、そこのトイレの入口を自転車が塞いでいて、どうしてもそこでトイレをさせることができないので、何とかこれを対処して欲しいと何回もお願いしているんですけれども、これはいたちごっこだと言われましたけども、本当にこれ何とかしていただかないと、せっかくお願いして作っていただいたのに、使用出来ないっていうのは何のためにもならないということで、こういうこともちょっと取り上げていただけたらありがたいと思います。宜しくお願いいたします。
（司会）
　はい、ありがとうございました。
　盲導犬に関してのお話を二ついただきました。
　この条例の検討会で寄せられた差別の事例募集の中でも、盲導犬の拒否というのは複数あったと思いますし、このまとめの中でも、代表的なものとしてご紹介をさせていただいております。
　その解消を図るのも条例ですので、それがないように取り組みを進めていくことだと思いますし、盲導犬のトイレのお困りについては今日いただいたお話、改めて関係部署の方にお伝えさせていただきたいと思います。
　皆様、いかがでしょうか？時間の方も大分予定時間となっておりますので、今の三人の方からいただいたお話に関するご意見でも結構ですし、あとまた新しいお話であれば、あとお一人か、お二人、意見をお聞きしたいというふうに思いますが、いかがでございましょうか？
　はい、お一人手が挙がりましたので、今マイクをお持ちします。
（参加者）

福祉施設の職員の〇〇と申します。宜しくお願いします。
名称のところですね。「共生社会と共に生きる」、これコンパクトと言いますか確かに長い名前を、共生社会を目指すという意味合いで取れるので、宜しいかと思うんですが、障がいのある方々、様々な方がいらっしゃると先ほどお話がありましたけども、ただ共生社会を作ればいい、共生の中で障がいの方々が暮らせればいいというだけではなくて、生きづらさとか、生活しづらさ、そういうことを感じている方もいらっしゃるんですよね。
その共生という、共に生きるということだと、共生という印象がすごく強くて、生きづらさ・生活のしづらさを感じている人達に対する配慮が何となくニュアンスとして伝わってこない印象を受けました。
あと、もう一点なんですが、これ新潟市さんで作る条例ですから、当然新潟市さんがそういう環境を目指すということ、この義務の中で勿論謳ってありますけれども、この新潟市相談・紛争解決機関のイメージですよね。この図を見たときに、市長に訴える形になっていますけれども、新潟市そのものが、例えば環境整備であるとか、色んな機関、その組織のあり方であるとかそういう問題等訴えられている。特に教育機関、学校なんかそうだと思うんですが、選択の自由がある。私はこっちの方で勉強したい、こんな環境で勉強したいという子供達がいた時に、どこまで尊重してもらえるのか。それが環境整備に対する差別的なものを感じている人がいたとしたら、これは右の方に差別的対応をされた方、これは人をイメージするような書き方しかしていないので、その組織とか機関に対して、そこに新潟市自身と言いますかね、その組織も含まれると解釈できるのかもしれませんけれども、それがもうちょっと明確に見えるようなものがあると良いかなと思いました。以上です。
（司会）
はい、ありがとうございました。
名称に関する考え方のご意見と、後は相談・紛争解決機関の分かりやすさということでしょうかね。また、作っていく必要があるのかというご意見だったかと思います。
それぞれのいただいた意見については、委員の方なりそれぞれまた考えていただければ宜しいんでしょうけれども、最初の方で申し上げた通り検討会委員に出された意見をお見せしまして、他の委員等の考え等、ご意見等も聞いた上で検討して参りたいというふうに思っております。
あともう一方、どうしてもという方がいれば、お聞きします。いらっしゃいますかね？はい、宜しいでしょうか？
予定した時間にもなりましたので、最後にまとめとして、障がい福祉課長より、一言申し上げさせていただきます。

（課長）
　どうも、皆さん今日は貴重なご意見たくさんいただきまして、ありがとうございます。
　いただいたご意見は、検討会の方に持ち帰りまして、一つ一つ検討していきたいと思います。
　今日感じましたことは、盲導犬の話にもありましたが、入店を断られたとか、自転車でトイレが塞がれているとかいうようなお話がありました。他の会場でも、点字ブロックの上に物が置かれていて動けないとか、不都合があるとか、あと他の会場でありましたのが、車椅子の方が思いやり駐車場を使えたことがない。健常者の方がいつも使っていて、それで罰則を設けるべきだというご意見などもいただいております。
　そういう意見をお聞きする度に感じますことは、先ほど〇〇さん仰っていましたけれど、この条例ができた後にどうやってその情報といいますか、障がいの特性を理解してもらい、条例の存在を皆さんに理解してもらうかというのが非常に重要だと思ってます。
　そういうことを含めて、また検討会で検討していきたいと思いますので、また条例ができた暁には、皆さんにはご理解と皆さんからも発信をしていただけたらというふうに思ってますので、宜しくお願い致します。本日は貴重なお時間をいただきましてありがとうございました。
　これで終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

５．閉会

（司会）
　それでは以上をもちまして、意見交換会を終了させていただきます。ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。